

4月1日から飲食店等  
は「原則屋内禁煙に！」

健康はげん課健康推進係  
☎内線168  
長崎県北保健所地域保健課  
☎0950-57-3933

望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が平成30年7月に成立しました。この改正法により、令和2年4月1日から、飲食店・職場等多数の人が利用する施設（※第二種施設）は、「原則屋内禁煙」が義務付けられます。

ただし、例外として「喫煙専用室」や「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置することができます。また、経過措置として、既存の経営規模の小さな飲食店等で要件に該当する事業所は「喫煙可能室」の設置ができますが、保健所への届出が必要です。県北保健所では2月3日（月）から受付を開始しています。

なお、喫煙室を設置する場合は標識掲示等の義務があり、喫煙ができる場所には20歳未満（従業員を含む）の人は立ち入らせてはなりません。詳しくは、厚生労働省ホームページ（なくそ

う！望まない受動喫煙）をご覧ください。

【※第二種施設】

事業所、工場、飲食店、旅館・ホテル、フェリー・鉄道等



障害のある人が受給  
できる各種手当

問 福祉事務所障害福祉係  
☎内線157

身体または精神に重度または中度の障害をお持ちの人で、障害の程度が手当の認定基準に該当する場合、申請により各種手当が受給できます。

申請には専門医の診断書が必要です。

◆障害者

《特別障害者手当》

【申請できる人】

20歳以上で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人（障害年金と併給可能です。）

【申請できない人】

- ①病院等に継続して3か月を超えて入院している人
- ②施設等に入所中の入所者
- ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶

養親族数により異なります  
【手当月額】 27, 350円  
（支給月 5月・8月・11月・2月）

◆障害児

《障害児福祉手当》

【申請できる人】

20歳未満で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人

【申請できない人】

- ①障害を支給理由とする公的年金等を受けている人
- ②施設等に入所中の入所者
- ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶

養親族数により異なります）  
【手当月額】 14, 880円  
（支給月 5月・8月・11月・2月）

《特別児童扶養手当》

【申請できる人】

20歳未満の障害のある児童を監護する父母（または養育者）

【申請できない人】

- ①障害を支給理由とする公的年金等を受けている児童の父母
- ②施設等に入所中の児童の父母
- ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶

養親族数により異なります）  
【手当月額】

- 1級 52, 500円
- 2級 34, 970円
- （支給月 4月・8月・11月）

令和2年度小・中学校入学式

問 学校教育課学事研修・体育保健係 ☎内線 342

令和2年度の市内小・中学校入学式を、下記の日程で行います。教育委員会から該当する家庭に送付している就学・入学通知書のはがきを、入学式当日に受付係へ提出してください。また、当日は保護者の付添いをお願いします。

※受付時間に余裕を持って、御集合ください。

就学・入学通知書を紛失された場合は再発行しますので、上記問合せ先もしくは教育委員会各分室までお越しください。

4月7日（火）

学校名	受付時間	開式時刻
御厨中学校	8:30～9:00	9:30
青島小・中学校	8:30～8:45	9:00
志佐中学校	9:00～9:20	10:00
調川中学校	9:00～9:20	10:00
今福中学校	8:40～8:55	9:30
福島中学校	9:00～9:15	10:00
鷹島中学校	9:00～9:15	10:00

4月8日（水）

学校名	受付時間	開式時刻
御厨小学校	8:30～8:50	9:30
星鹿小学校	8:45～8:55	9:30
志佐小学校	9:00～9:20	10:00
上志佐小学校	9:10～9:20	10:00
調川小学校	9:00～9:20	10:00
今福小学校	9:00～9:30	10:00
福島養源小学校	8:30～8:45	9:30
鷹島小学校	9:00～9:20	10:00



## 令和2年国勢調査の調査員を募集しています

問 政策企画課企画統計係  
☎内線316

国内に住む全ての人と世帯を対象とした「国勢調査」が今年10月に行われます。

本調査は、少子高齢対策や防災対策、生活環境の整備など様々な施策の企画立案に活用されるものであり、最も重要かつ大規模な調査です。本市においても、全ての世帯が調査対象となり、160人を超える調査員に従事していただく見込みです。

そこで次のように調査員の希望者を募集します。

### 【業務】

調査書類の配布・回収および調査票の審査等

※詳しい内容は、調査員として任命後に説明会でご説明します。

### 【期間】

2カ月（9月頃～10月頃）

### 【条件】

20歳以上で期間内に調査に従事できる人

### 【身分】

非常勤の国家公務員（総務大臣の任命）

【報酬】あり

※担当する調査区数や世帯数により変動します。

### 【申込期限】

4月30日（木）

※定員を超える希望があった場合は、人数を調整させていただきます。

## 学童保育の利用申込みについて

問 子育てこども課こども未来係  
☎内線167

4月から放課後児童健全育成事業（学童保育）の利用を希望する人（現在利用している人も含みます）は次の期間内にお申込みください。

### 【申込期間】

3月2日（月）～25日（水）

### 【申込場所】

子育てこども課、福島支所、鷹島支所

### 【利用対象】

保護者が労働などのため昼間家庭にいない児童

※定員を超える場合など、希望する児童クラブを利用できない場合があります。

※必要な書類は、申込場所および各児童クラブに用意しています。

※詳しくは問合せ先にご連絡ください。

## はり、きゅうの施術に対する給付金について

問 健康ほけん課国保・年金係  
☎内線126

松浦市国民健康保険の被保険者の皆さんを対象に、保険の適用外となっている特定の疾患（末梢神経疾患、運動器疾患）へのはり、きゅうの施術に対して給付金を支給する制度があります。

○松浦市が指定した施術者の事業所で給付が受けられます。

○1施術当たりの給付金は500円です（1日1回、1カ月当たり10回まで）。

○給付対象となる施術は、末梢神経疾患や運動器疾患に対するもので、かつ保険の適用外であるものに限りま。

○被保険者は施術料から給付金を引いた額を施術者に支払います。

○施術を受けられる際は必ず被保険者証を施術者に見せてください。また、施術後は所定の様式への署名または押印が必要です。

○施術者が給付制度の指定を受けるには、松浦市への申請が必要です。

## 3月は自殺対策強化月間です

問 健康ほけん課健康推進係 ☎内線 129、168

3～4月は、環境の変化が大きく、気持ちが不安定になりやすい時期です。国では、例年毎月自殺者数が最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めています。

松浦市では今後の自殺対策を総合的に推進するための指針として「松浦市自殺対策行動計画」を策定しました。

○こころの不調に気づきましょう …ストレスや生活上の問題は、不眠やうつ等不調のサインとして現れることがあります。

起こりやすい症状の例

**心のサイン** …理由もなく悲しくなる、考えがまとまらない、過剰に自分を責める、消えてしまいたいと感じる等

**体のサイン** …眠れない、疲れやすい、食欲がない、めまいがする、頭が重いと感じる等

○身近な人の変化に気づいたら …勇気を出して声をかけてみてください。悩み等を打ち明けられた時は、相手の気持ちに寄り添い、相づちを打ちながら話を聞いてください。

○相談機関を活用しましょう …相談できる身近な人がいない時、相談を受けたが解決が難しいとき等、相談機関を活用することも有効です。

(なやみいおう)

(こども) 24時間こどもSOSダイヤル 0120-0-78310

(働く人) こころの耳(働く人のメンタルヘルスサポートサイト) 0120-565-455 / <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

(全世代) よりそいホットライン(24時間) 0120-279-338

松浦市役所健康ほけん課 0956-72-1111